

# 第 2 期大村市自殺対策計画 (案)

人や地域がつながり、生きる力を支える大村市



大村市自殺対策キャラクター  
「大村市いのちをつなぐ まもるくん」

令和6年〇月

大 村 市



はじめに（パブリックコメント後作成）

# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	これまでの取組	2
3	本市の自殺の実態	
(1)	自殺者数・自殺死亡率の推移	4
(2)	男女別・年代別の特徴	5
(3)	同居人の有無	6
(4)	自殺未遂歴の有無	6
(5)	有職者・無職者の割合とその内訳	7
(6)	本市の主な自殺の特徴	7

## 第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の位置づけ	
(1)	国・県の計画等との関係	9
(2)	本市の関連計画との関係	9
2	計画の期間	9
3	基本理念	10
4	基本方針	
(1)	生きることの包括的な支援として推進する	11
(2)	関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	11
(3)	対応段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	11
(4)	実践と啓発を両輪として推進する	12
(5)	国、県、市、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する	12
(6)	自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に配慮する	12
5	計画の数値目標	13
6	施策体系	14
7	計画の推進体制	15

## 第3章 施策の取組

1	自殺対策に関するネットワークの強化	
(1)	自殺対策に関するネットワークの強化	16
2	自殺対策を支える人材の育成	
(1)	自殺対策（ゲートキーパー養成）講座の開催	16
3	市民への啓発と周知	
(1)	自殺対策に関する情報の周知及び相談窓口等の周知	17

4	生きることの阻害要因の減少及び生きることの促進要因の増加 のための支援	
(1)	自殺の危機経路を断つ支援	18
(2)	孤独・孤立を防ぐための支援	20
(3)	遺された人への支援	21
5	子ども・若者への支援	
(1)	SOS の出し方や心身の健康づくりに関する教育の推進	22
(2)	SOS に対する受け皿の強化	23
(3)	相談支援の充実	24
(4)	経済的困難等を抱える子どもへの支援の充実	25
6	働く人への支援	
(1)	勤務・経営問題による自殺のリスク低減に向けた対策の周知・啓発 活動の強化	25
(2)	勤務・経営問題による自殺のリスク低減に向けた相談体制の強化	26
7	女性への支援	
(1)	妊産婦への支援の充実	28
(2)	困難な問題を抱える女性への支援	29
8	高齢者への支援	
(1)	地域包括ケアシステムの構築の推進	29
(2)	健康づくりに対する支援	30
(3)	孤独・孤立の予防、社会参加の促進	30

第4章	評価指標	32
-----	------	----

#### 参考資料

1	計画策定の経過	33
2	大村市自殺対策ネットワーク会議設置要綱	34
3	大村市自殺対策実務者会議設置要綱	37
4	大村市自殺対策庁内協議会設置要綱	39

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数は平成24年以降、毎年2万人を超える水準で推移しています。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、全国の自殺者数は11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には、女性は3年連続の増加、小中高生は過去最多となり、引き続き自殺対策を推進する必要があるとされています。

国においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、平成28年4月に「自殺対策基本法」を改正し、自殺対策が「生きることの包括的な支援\*1」として実施されるべきこと等を基本理念にするとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、都道府県及び市町村は地域自殺対策計画を策定することとされました。

令和4年10月に、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組の強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などをこれまでの取組に加えて追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化について明記されています。

県においては、令和5年4月に「第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画」を策定し、関係機関・団体が連携・協力して総合的な自殺対策に取り組んでいます。

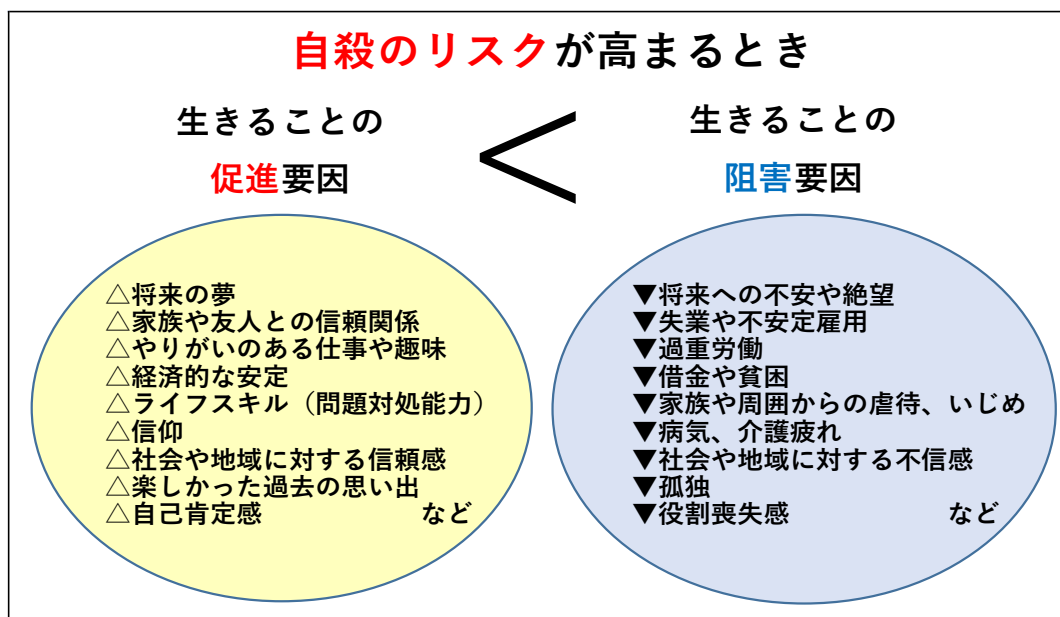
本市では、「自殺対策基本法」の基本理念を念頭に、平成31年4月に「大村市自殺対策計画（以下、第1期計画）」を策定し、総合的に自殺対策を推進してきました。しかし、依然として中高年や若者の自殺死亡率は全国よりも高い状況にあります。このような中、国の「自殺総合対策大綱」及び県の「第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画」の内容を踏まえ、これまで以上に関係機関・団体とともに自殺対策を推進するため、「第2期大村市自殺対策計画」を策定します。

---

### \*1 生きることの包括的な支援：

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなります<sup>参考1</sup>。自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

【参考1】 生きることの促進要因と生きることの阻害要因



出典 NPO 法人ライフリンク

## 2 これまでの取組

本市では、平成31年に第1期計画を策定し、7つの基本施策を定め、自殺対策に関するネットワークの強化や、ゲートキーパー\*2の養成、市民に対する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知等、総合的に自殺対策を推進してきました。第1期計画の評価指標<sup>参考2</sup>については、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画どおりに実施できなかったため、目標到達に至らなかった指標もあります。数値目標については、平成29年の自殺死亡率\*3 19.95（自殺者数19人）を、令和5年までに15%以上減少させる（自殺死亡率17.0、自殺者数16人）ことを目標とし、大村市自殺対策ネットワーク会議構成団体等と協働して自殺対策に取り組み、令和4年の自殺死亡率は13.29（自殺者数13人）でした。

今後も、自殺に追い込まれる人を一人でも減らすことができるよう、社会全体の自殺リスクを低下させるため、関係機関・団体がそれぞれに役割を担い、連携して取り組んでいく必要があります。

\*2 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る等、適切な対応を図ることができる人。

\*3 自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数。

【参考2】第1期計画 評価指標と数値目標

施策	指標	H29年度 (策定時)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (目標値)
(1) 自殺対策に 関するネット ワークの強 化	大村市自殺対策ネットワーク会議構成団体の活動及び会議開催数	年間1回	年間2回	年間1回	年間1回	年間1回	年間2回	年間2回以上
	大村市自殺対策庁内協議会・幹事会開催数	年間1回	年間5回	年間1回	年間1回	年間1回	年間1回	年間2回以上
(2) 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座受講者数	486人	527人 累計1,013人	162人 累計1,175人	37人 累計1,212人	270人 累計1,482人	329人 累計1,811人	累計2,300人
(3) 市民への啓 発と周知	各種イベントでの啓発回数	年間2回	年間2回	年間4回	年間2回	年間3回	年間4回	年間4回
(4) 生きることの 阻害要因の 減少及び生 きることの促 進要因の増 加のための 支援	隣近所や地域と交流やつながりがあると感じている人の割合(%) *「大村市のまちづくりに関する市民満足度調査」より	51.7%	49.7%	50.3%	46.3%	43.7%	44.4%	60.0%
(5) 子ども・若者 への支援	小学校、中学校、高校、特別支援学校、大学、専門学校において、SOSの出し方や心身の健康づくりに関する教育の実施校	30校 (100%)	30校	30校	30校	30校	30校	現状維持
	教職員や保護者を対象とした自殺に関する講座の受講者数	26人	22人 累計48人	0人 累計48人	0人 累計48人	0人 累計48人	5人 累計53人	累計350人
(6) 働く人への 支援	事業所等を対象とした健康教育の開催数	年間0回	年間1回	年間0回	年間0回	年間0回	年間1回	年間3回
	ストレスチェック実施事業場の割合(市内の50人以上の事業場) *労働基準監督署調べ	93%	85.5%	81.5% (75/92事業場)	80% (76/95事業所)	72.0% (67/93事業所)	69.1% (67/97事業所)	100%
(7) 高齢者への 支援	介護予防教室の年間利用者数	2,881人	3,375人	2,853人	1,789人	1,700人	1,631人	3,653人
	地域包括支援センター総合相談件数(実人数)	1,664件	1,977件	1,380件	1,111件	1,179件	1,328件	2,720件

指標	H29年 (策定時)	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年 (目標値)
年間自殺者数	19人	17人	15人	18人	16人	13人	16人



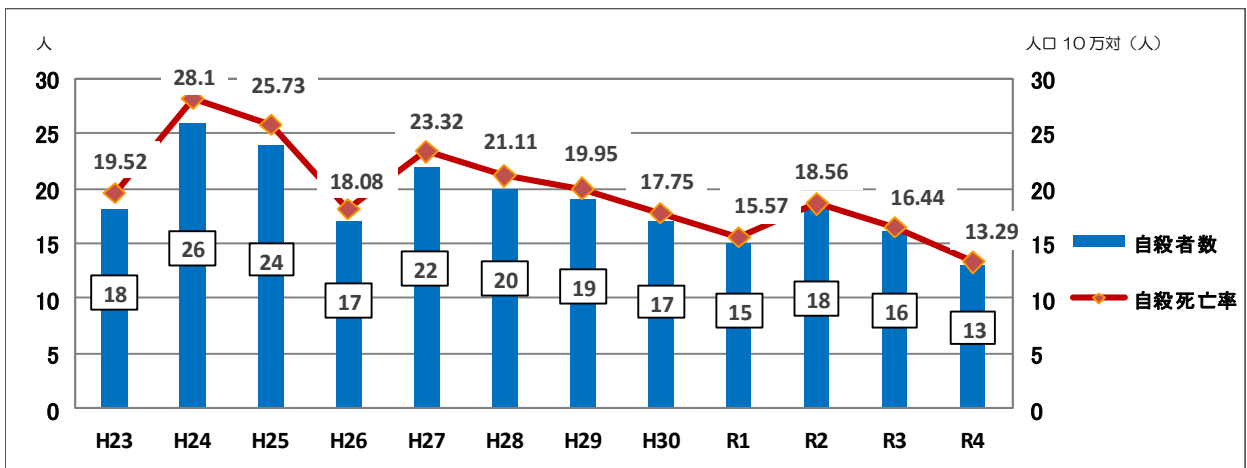
### 3 本市の自殺の実態

#### (1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

本市の年間自殺者数は、平成24年、25年に増加し、平成27年以降は減少していましたが、令和2年は7年ぶりに増加に転じました。その後は減少し、令和4年は13人でした。

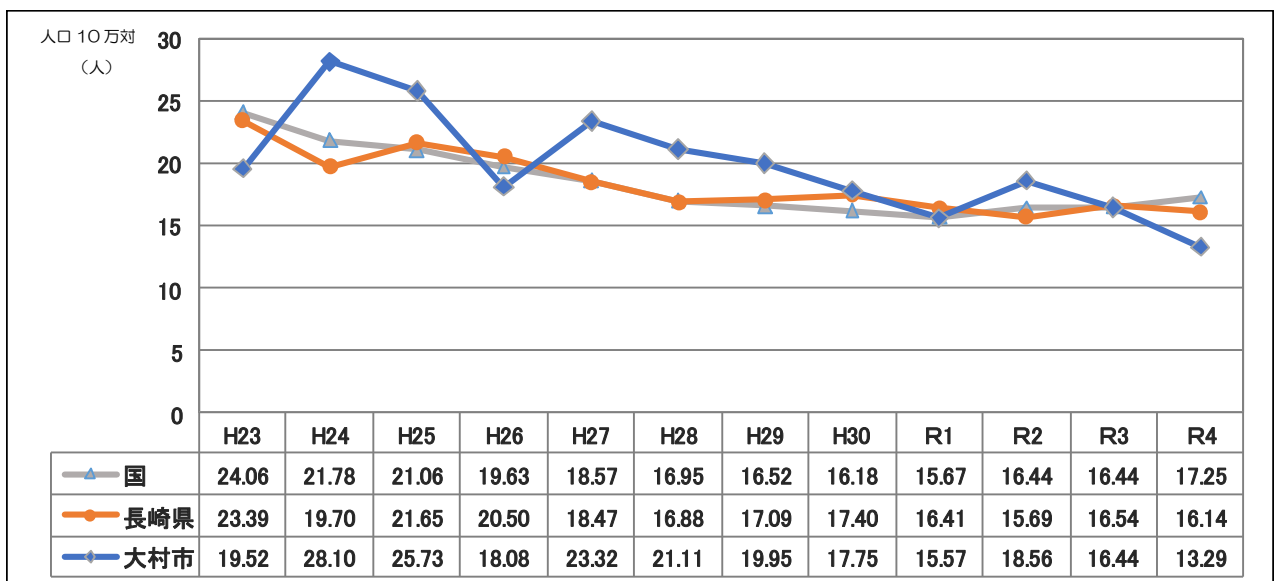
また、自殺死亡率は、低下傾向にあるものの、平成24年に国・県よりも高くなり、概ね国・県を上回っている状況です。

《図表1 大村市の自殺者数・自殺死亡率》



(資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

《図表2 国・県・大村市の自殺死亡率の推移》



(資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

## (2) 男女別・年代別の特徴

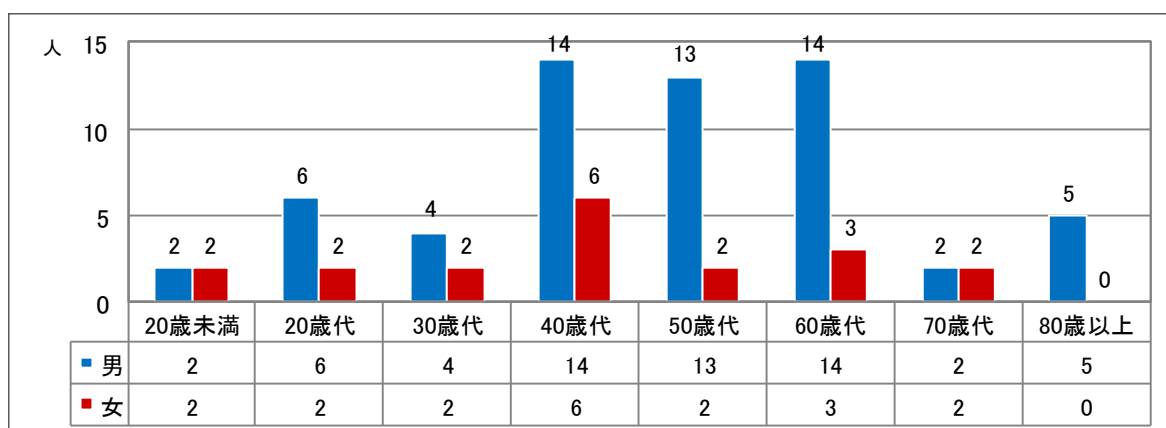
平成30年から令和4年までの本市の自殺者79人を男女別で見ると、男性は60人で女性の19人の約3倍となっています。全国においても、自殺者の男女比は7:3と、男性の自殺者数が多い傾向にあります。男女別・年代別にみると、男性は40歳代~60歳代、女性は40歳代が多い状況です。

《図表3 男女別自殺者数の推移（H30~R4）：人》

性別	H30	R1	R2	R3	R4	合計	全国(R4)
男性	14	12	14	11	9	60 (75.9%)	14,622 (67.3%)
女性	3	3	4	5	4	19 (24.1%)	7,101 (32.7%)
全体	17	15	18	16	13	79 (100%)	21,723 (100%)

(資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

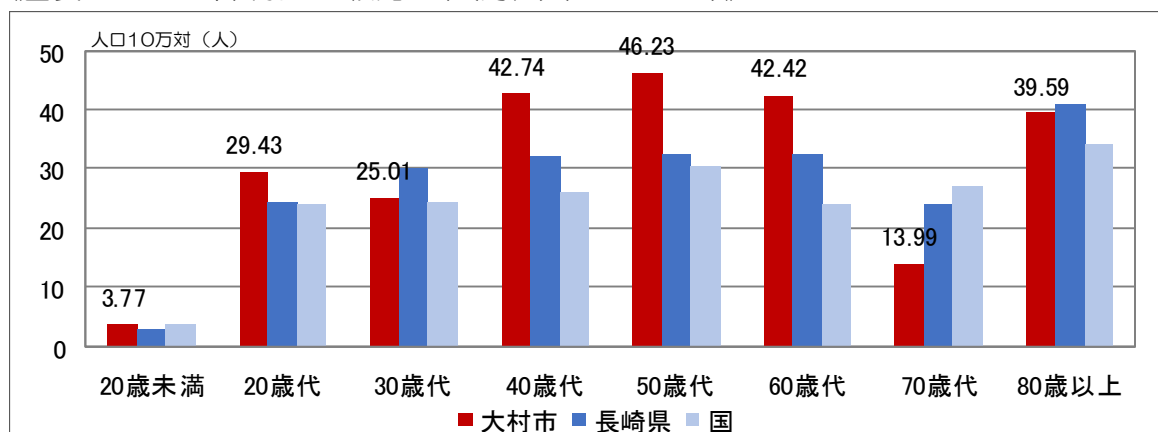
《図表4 男女別・年代別の自殺者数（H30~R4）》



(資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

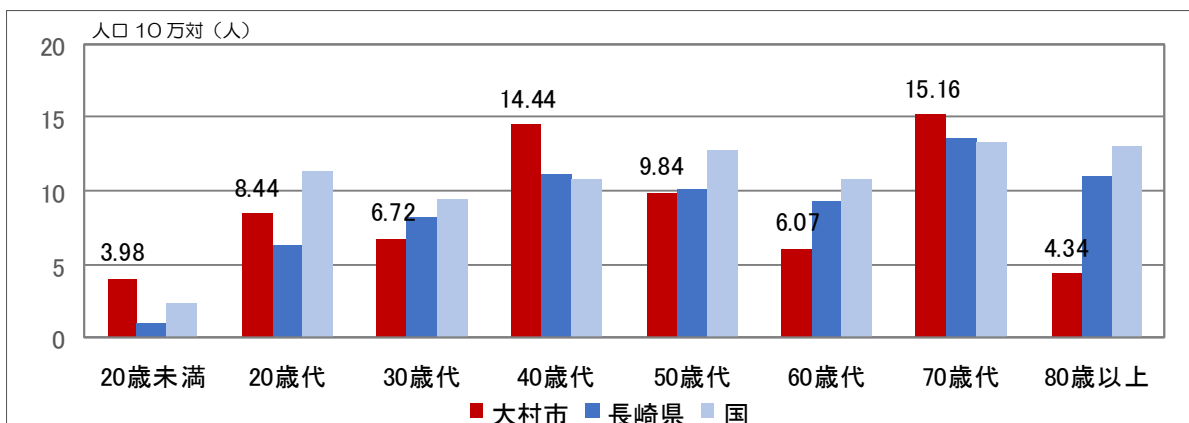
また、平成29年から令和3年までの本市の自殺死亡率を国・県と比較すると、男性では、20歳代、40歳~60歳代、女性では、20歳未満、40歳代、70歳代で、本市が高くなっています。

《図表5-1 年代別の自殺死亡率(男性)(H29~R3)》



(資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール)

《図表5-2 年代別の自殺死亡率(女性)(H29~R3)》



(資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル)

### (3) 同居人の有無

平成30年から令和4年までの本市の自殺者79人のうち、61人(77.2%)が「同居人あり」で、全国よりも割合が高い状況です。

《図表6 同居人の有無(H30~R4)：人》

同居人	H30	R1	R2	R3	R4	合計	割合	全国(R4)
あり	14	14	12	11	10	61	77.2%	66.0%
なし	3	1	6	5	3	18	22.8%	34.0%
計	17	15	18	16	13	79	100.0%	100%*

\*内不詳0.8%

(資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

### (4) 自殺未遂歴の有無

平成29年から令和3年までの本市の自殺者85人のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人は24人(28.2%)です。全国と比較して8.8ポイントと高く、3~4人に1人は自殺未遂を経験している状況です。

《図表7 自殺未遂歴の有無(H29~R3)：人》

自殺未遂歴	総数	割合	全国(R4)
あり	24	28.2%	19.4%
なし	51	60.0%	62.3%
不詳	10	11.8%	18.3%
計	85	100%	100%

(資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル)

## (5) 有職者・無職者の割合とその内訳

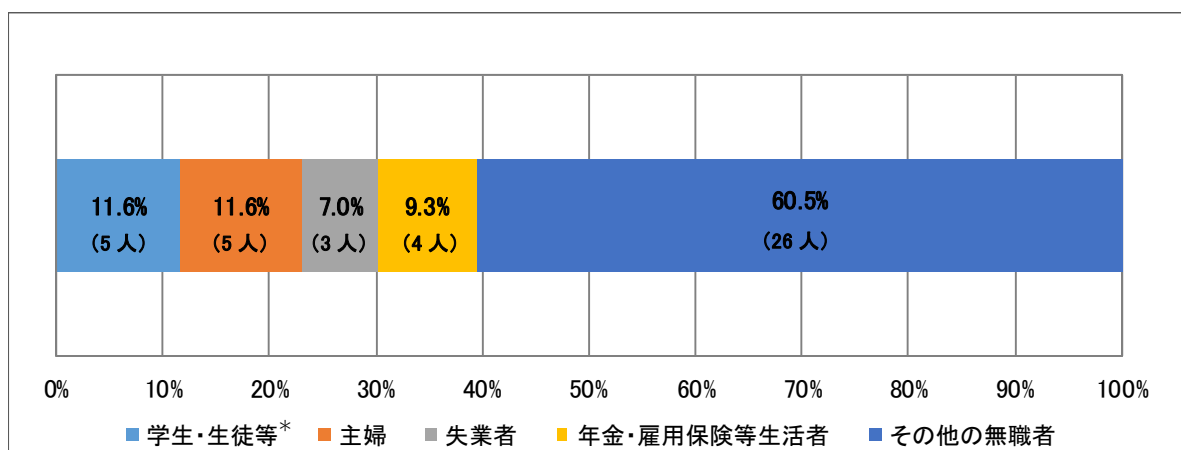
平成30年から令和4年までの本市の自殺者79人のうち、有職者は36人(45.6%)、無職者は43人(54.4%)でした。無職者43人のうち、学生・生徒等※1が5人、主婦が5人、年金・雇用保険等生活者が4人、失業者が3人の順に多い状況です。

《図表8-1 有職者・無職者の割合(H30~R4)》

職業	総数	割合	全国(R4)
有職者	36	45.6%	39.3%
無職者	43	54.4%	58.7%
不詳	0	0%	2.0%
計	79	100%	100%

(資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

《図表8-2 無職者の内訳(H30~R4)》



\* 学生・生徒等：未就学児童、小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等

(資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

## (6) 本市の主な自殺の特徴

自殺対策推進センターの分析から、平成29年から令和3年までの5年間に於いて、性別・年代・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率を比較し、上位5区分が本市の主な自殺の特徴として抽出されました。

《図表9 自殺対策推進センター分析による上位5区分（H29～R3）》

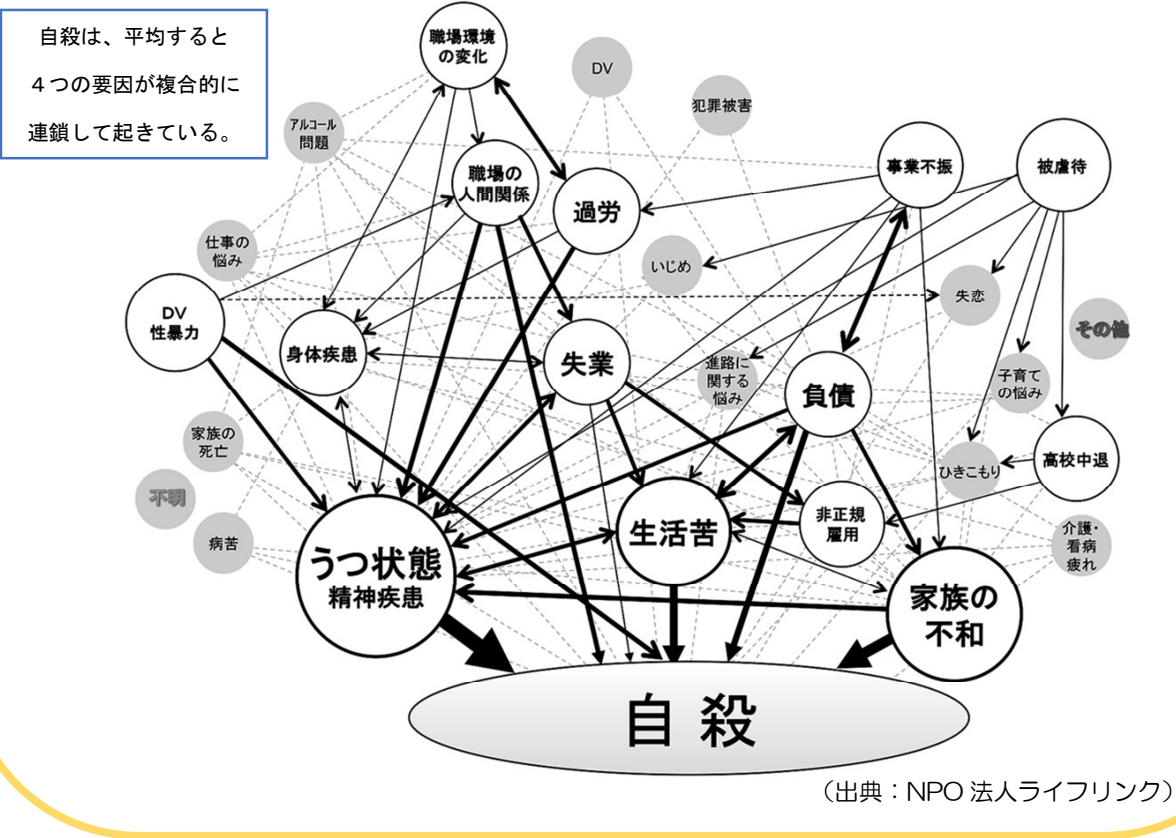
自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年間計)	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路*
1位:男性 40～59歳有職同居	19	22.4%	41.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性 60歳以上無職同居	11	12.9%	37.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:男性 20～39歳無職同居	6	7.1%	139.8	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4位:男性 60歳以上無職独居	6	7.1%	102.0	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:男性 40～59歳有職独居	6	7.1%	75.8	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺

\* 「背景にある主な自殺の危機経路<sup>参考3</sup>」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したものです。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではありません。

(資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール)

《参考3 自殺の危機経路》

NPO法人ライフリンクが行った実態調査によると、自殺の要因は1つに限らず、平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされています。また、自殺の危機経路は、性別、年代、職業等の属性によって特徴が異なります。



## 第2章 計画の基本的な考え方

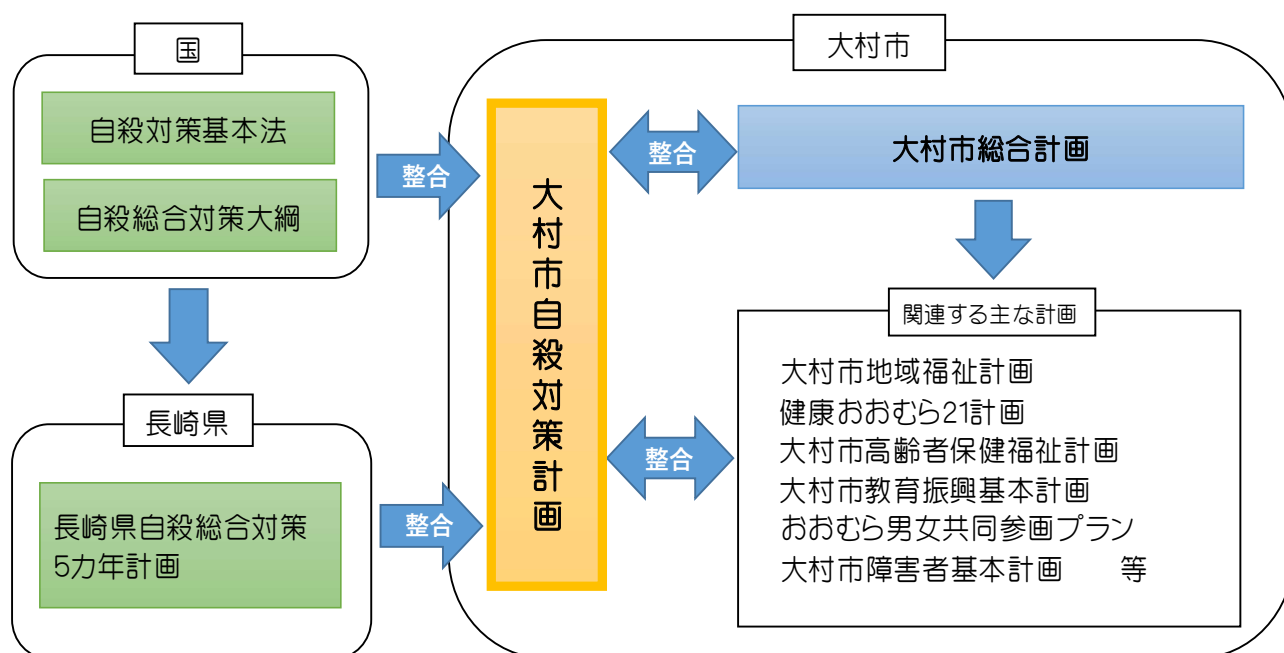
### 1 計画の位置づけ

#### (1) 国・県の計画等との関係

この計画は、自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画であり、本市の自殺対策を推進する上で中心となるものです。国の「自殺総合対策大綱」及び県の「第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画」の方針や目標を十分に踏まえ、整合性を図ります。

#### (2) 本市の関連計画との関係

この計画は、本市の最上位計画である「大村市総合計画」における個別計画として位置づけるとともに、本市の関連計画との整合性を図ります。



### 2 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても社会情勢等の変化に応じて計画を見直します。

### 3 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にも起こりうる危機」で、危機に陥った場合には誰かに援助を求め、周囲の人や地域とつながることが重要です。そのため、基本理念を「人や地域がつながり、生きる力を支える大村市」と定め、市、関係機関、民間団体、企業、市民一人ひとりがつながり、地域が一体となり、「誰も自殺に追い込まれることのない、全ての人が安心して生きることができる社会の実現」を目指します。

## 人や地域がつながり、生きる力を支える大村市

また、この計画は、平成29年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を踏まえながら各取組を推進します。

【17の目標のうち、本計画に関連する目標】

	あらゆる場所あらゆる形態の貧困をおわらせる
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	すべての人々に包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習を促進する
	ジェンダー（社会的・文化的性差）平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント（能力強化）を行う
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

## 4 基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の6点が掲げられています。

### (1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感<sup>\*4</sup>や信頼できる人間関係、危機回避能力<sup>\*5</sup>等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

### (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、生活困窮者自立支援制度<sup>\*6</sup>との連携や、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる環境を整えることが必要です。

また、その他にも孤独・孤立対策、こども家庭庁等の関連施策や、社会・経済的な視点を含む様々な分野の関係者や組織と連携し、それぞれの立場で自殺対策の役割を担っているという意識を持ち、包括的な取り組みを推進していく必要があります。

### (3) 対応段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進していくことが重要です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

---

\*4 自己肯定感：ありのままの自分を肯定する感覚のこと。

\*5 危機回避能力：自らの危険を予測し、回避する能力。

\*6 生活困窮者自立支援制度：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、自立の促進を図るため、個々の状況に応じた支援を行う制度。



#### (4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

#### (5) 国、県、市、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。また、市、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関とのネットワーク化を推進します。

#### (6) 自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、このことを改めて認識して自殺対策に取り組みます。

## 5 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱における数値目標は、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指して、令和8年までに、全国の自殺死亡率を平成27年と比べて30%減少させることを目標としています。

国の方針を踏まえて、本市においても、本計画期間の令和10年までに、平成29年の自殺死亡率19.95（自殺者数19人）を30%（自殺死亡率14.0、自殺者数13人）減少させることを目指します。

大村市	自殺者数	自殺死亡率*
平成29年（2017年）	19人	19.95
令和5年（2023年） 第1期計画目標値	16人	17.0
令和10年（2028年） 第2期計画目標値	13人	13.97

\* 自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数。

### 【参考】

#### 国、長崎県の自殺死亡率

国	自殺死亡率
平成27年（2015年）	18.5
令和8年（2026年）	13.0

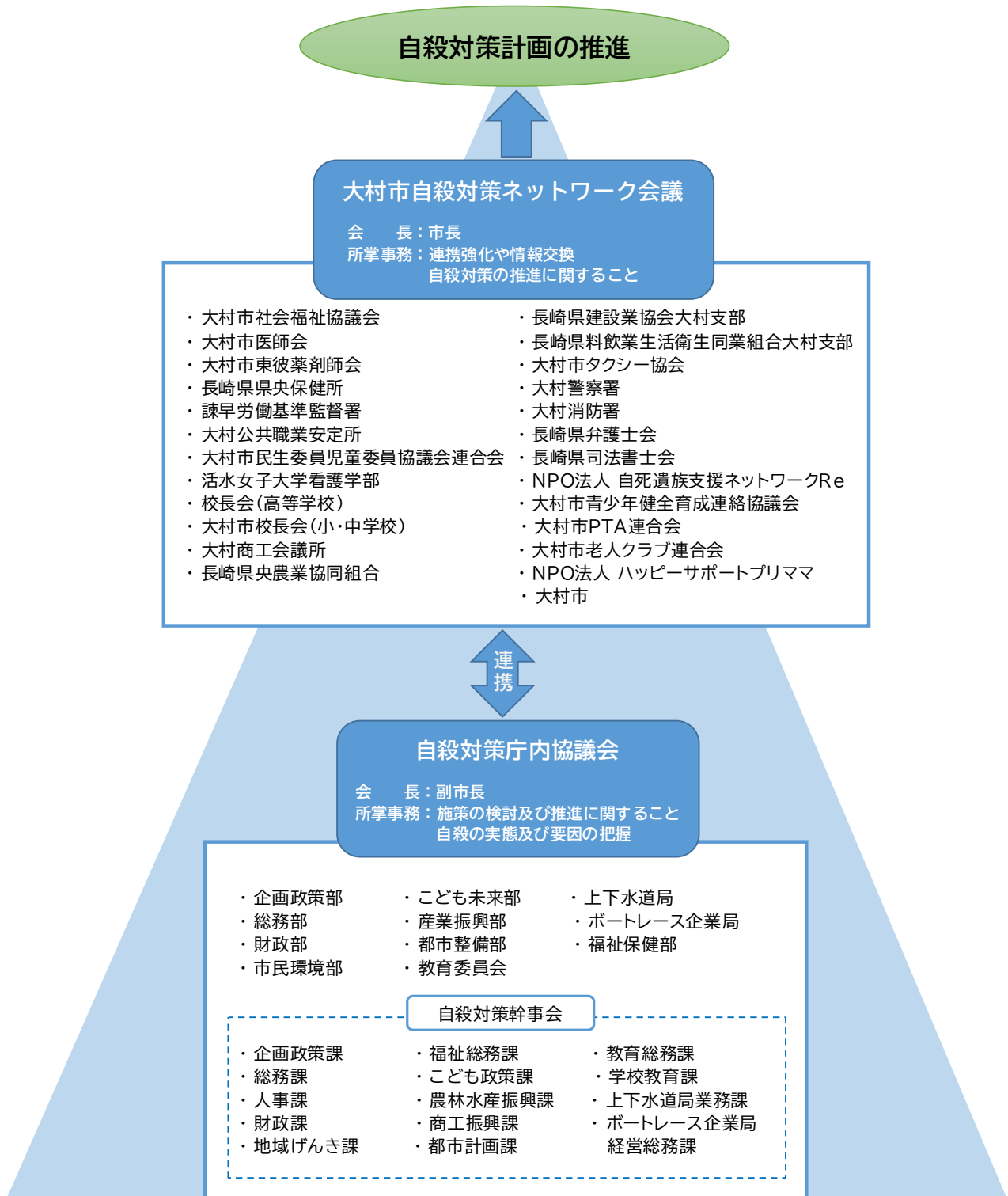
長崎県	自殺死亡率
平成27年（2015年）	16.9
令和8年（2026年）	11.8

## 6 施策体系

基本理念	基本施策	施策別主要項目
人や地域がつながり、 生きる力を支える大村市	1 自殺対策に関するネットワークの強化	(1)自殺対策に関するネットワークの強化
	2 自殺対策を支える人材の育成	(1)自殺対策（ゲートキーパー養成）講座の開催
	3 市民への啓発と周知	(1)自殺対策に関する情報の周知及び相談窓口等の周知
	4 生きることの阻害要因の減少及び生きることの促進要因の増加のための支援	(1)自殺の危機経路を断つ支援 (2)孤独・孤立を防ぐための支援 (3)遺された人への支援
	5 子ども・若者への支援	(1)SOSの出し方や心身の健康づくりに関する教育の推進 (2)SOSに対する受け皿の強化 (3)相談支援の充実 (4)経済的困難等を抱える子どもへの支援の充実
	6 働く人への支援	(1)勤務・経営問題による自殺のリスク低減に向けた対策の周知・啓発活動の強化 (2)勤務・経営問題による自殺のリスク低減に向けた相談体制の強化
	7 女性への支援	(1)妊産婦への支援の充実 (2)困難な問題を抱える女性への支援
	8 高齢者への支援	(1)地域包括ケアシステムの構築の推進 (2)健康づくりに対する支援 (3)孤独・孤立の予防、社会参加の促進

## 7 計画の推進体制

自殺は、様々な要因が複雑に関係しており、包括的な取組が重要であるため、関係機関・団体及び行政が連携を図りながら総合的に進めていく必要があります。そのため、「自殺対策庁内協議会」において各施策の事業や取組の進捗状況を把握し、その結果を「大村市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）」に報告し、情報交換や連携強化を図り、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。



## 第3章 施策の取組

### 1 自殺対策に関するネットワークの強化

自殺対策を市全体の課題と捉え、地域の多様な関係者が連携・協力を図りながら、包括的に自殺対策を推進します。

#### (1) 自殺対策に関するネットワークの強化

関係機関・団体からなるネットワーク会議において、情報交換や連携強化を図り、また庁内の協議会において、各施策の進捗状況を把握し関係部局が連携し、更に包括的に推進します。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
1	大村市自殺対策ネットワーク会議の開催	自殺対策に関する団体及び行政機関が連携し、自殺対策の推進を図ります。	大村市自殺対策ネットワーク会議
2	大村市自殺対策実務者会議の開催	自殺対策に関する啓発や連携のためのリーフレット作成等を行います。	大村市自殺対策実務者会議
3	大村市自殺対策庁内協議会の開催	自殺対策に関する現状や取組などの情報を共有し全庁的に自殺対策の推進を図ります。	大村市

### 2 自殺対策を支える人材の育成

市民一人ひとりが自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人を増やします。

#### (1) 自殺対策（ゲートキーパー養成）講座の開催

市民、関係団体、各種相談員等を対象に、自殺対策（ゲートキーパー養成）講座を開催します。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
4	市民を対象としたゲートキーパーの養成	市民一人ひとりが自殺に関する問題への理解を深め、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなげる等の対応ができる人を増やすため、講座を開催します。	大村市 (国保けんこう課)

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
5	関係団体、各種相談員等を対象としたゲートキーパーの養成	地域における見守り体制の強化や、保健、医療、福祉、経済、労働、行政など様々な分野において、自殺の危機経路に応じた支援につなげる相談員等を増やすため、講座を開催します。	大村市 (国保けんこう課)
6	関係機関・団体に対するゲートキーパー養成講座開催の推奨	自殺対策の関係機関・団体に対し、開催の推奨を行います。	大村市自殺対策ネットワーク会議

### 3 市民への啓発と周知

自殺や自殺対策に関する情報や相談窓口等の周知に取り組みます。

#### (1) 自殺対策に関する情報の周知及び相談窓口等の周知

啓発グッズ、キャンペーンやメディア等を活用して、自殺や自殺対策に関する情報や相談窓口等の周知を図ります。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
7	リーフレット等啓発グッズによる各種相談窓口の周知	公共施設や関係機関・団体等に対し、各種相談窓口に関するリーフレット等の啓発グッズを配布又は設置し、自殺対策に関する情報や様々な相談窓口を周知します。	大村市自殺対策ネットワーク会議
8	メンタルヘルス等に関する正しい知識の普及啓発	メンタルヘルスやうつ病等の精神疾患に関する正しい知識を普及啓発し、相談窓口等の周知を行います。	大村市医師会 長崎県県央保健所 大村市 (国保けんこう課)
9	自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)における啓発	公共施設等にコーナー設置やポスター展示、自殺対策啓発グッズの配布等を行い、自殺対策について啓発をします。	大村市自殺対策ネットワーク会議
10	ICT(情報通信技術)を活用した啓発	悩みを抱えた人が適切な支援に関する情報を簡単に得ることができるよう、市公式ホームページのほかSNSを活用し、自殺対策に関連する情報や取組を発信します。	大村市 (広報戦略課、国保けんこう課)
11	広報紙やホームページ等を通じた啓発	広報紙や関係機関・団体等のホームページなどを活用し、自殺の現状及び自殺対策に関する情報を発信します。	大村市自殺対策ネットワーク会議

#### 4 生きることの阻害要因の減少及び生きることの促進要因の増加のための支援

社会全体の自殺のリスクが低下するよう「生きることの阻害要因」を減らす取組に併せ、「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

##### (1) 自殺の危機経路を断つ支援

様々なリスクに対し、相談体制を整え、関係機関と連携を図りながら支援につなげます。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
12	いのちと心の相談	自殺や精神的な悩みを抱える人に対し、電話等の相談窓口を設置し、相談に対応します。また、関係機関と連携し相談者の状況に合わせた支援を行います。	大村市 (国保けんこう課)
13	生活困窮者への自立支援	経済的に困窮し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人に対し、問題解決につながるよう必要に応じて関係機関等と連携を図りながら、包括的かつ継続的な支援を行います。	大村市社会福祉協議会 大村市 (福祉総務課)
14	市民の悩み相談や相談先の紹介等の対応	様々な悩みを抱える人に対し、相談先など適切なアドバイスを行い、必要に応じ専門家による定例相談等につなぎます。また、多職種による「1日なんでも相談会」を実施し、必要に応じて関係機関につなぎます。	大村市 (市民110番)
15	市税等の滞納・納付困難者への対応	経済的に深刻な問題を抱え、各種税金等が納付困難な状況にある人に対し、必要に応じて関係課や関係機関等と連携を図り、様々な支援につなぎます。	大村市 (収納課)
16	ギャンブルやアルコール等の依存症に関する相談支援	依存症の相談に対応します。必要に応じて、自助グループや医療機関を紹介し、関係機関と連携して支援を行います。	長崎県県央保健所 大村市
		競艇場及び場外舟券発売場に、ギャンブル依存症相談窓口を設置し、相談に対応します。又、ホームページに（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センター等関係機関に関する情報を掲載します。	大村市ボートレース企業局

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
17	障がいのある人への相談支援	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービス等の利用支援、権利擁護、意思決定支援のための取組を行います。	大村市社会福祉協議会 大村市 (障がい福祉課)
18	要保護児童家庭への支援	要保護児童対策地域協議会の調整機関として、要保護児童に関する情報の一元化を図るとともに、関係機関と連携し、要保護児童家庭への適切な支援を行います。	大村市 (こども家庭課)
19	不登校の児童生徒への支援	不登校の児童生徒に対し生活指導や学習指導などを行い、学校や集団活動に適應できるよう支援します。	大村市教育委員会 (学校教育課) 高等学校 特別支援学校
20	ひきこもりに関する相談支援	ひきこもり地域支援センターでは、家族・本人への対応、普及啓発・情報発信、市町単位の地域支援体制づくりの支援を行います。	長崎県県央保健所
		ひきこもりの相談に対応します。相談内容に応じた相談窓口や家族会等を紹介し、関係機関と連携して支援を行います。	大村市
21	性的マイノリティ(LGBTQ+ <sup>*7</sup> )への支援	多様な性のあり方について、正しい知識や理解を深めるための研修会や講演会の開催、HP等の掲載やチラシ等の配布による周知啓発を図るとともに、パートナーシップ宣誓制度 <sup>*8</sup> を実施します。	大村市 (男女いきいき推進課)
22	自殺未遂者への支援	自傷行為・自殺未遂者の対応について、二次救急医療機関、精神科医療機関、消防等、地域の連携体制の強化を図り、支援します。	長崎県県央保健所
		市民への相談窓口の周知を図るとともに、必要に応じて関係機関と連携して支援を行います。	大村市 (国保けんこう課)

\*7 LGBTQ+：性的マイノリティを表す言葉の一つ。レスビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）、クエスチョニング/クィア（自分の性がはっきりしていない、決めたくない）の頭文字をとったものであり、「+」は上記以外にもたくさんの性の在り方があることを意味している。

\*8 パートナーシップ宣誓制度：性的マイノリティである二人（一方または双方）が日常生活において、お互いを人生のパートナーとして支え協力しあう関係であることを市に宣誓し、市が受領証を交付する制度。



No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
23	健康相談事業	保健師、管理栄養士、看護師が、電話及び面接において心身の個別の相談に対応し、状況に応じて関係機関につなぎ、必要な支援を行います。	大村市 (国保けんこう課)
24	暮らしとこころの無料相談	借金、多重債務、心の健康で悩んでいる人に対し、弁護士、司法書士、臨床心理士等による「暮らしとこころの無料相談会」を開催し、様々な相談を行います。	大村公共職業安定所
25	法律相談	自殺予防週間や自殺対策強化月間等に合わせ、法律相談を行います。また、行政機関、福祉団体、病院、施設等で高齢者や障がい者等の相談を行っている職員からの法的な疑問や相談に対し、電話によるアドバイスを行います。	長崎県弁護士会
		生活の悩みやトラブル解決のため、司法書士総合相談センターにおいて法律相談を行います。	長崎県司法書士会
		日常生活の中での様々な問題について、法的な見解に基づく問題解決の糸口となるよう、弁護士による法律相談を行います。	大村市 (市民110番)

## (2) 孤独・孤立を防ぐための支援

孤立する前に、地域とつながり、必要な支援につながるができるよう交流の場の提供等の取組を推進します。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
26	乳幼児を持つ保護者等に対する子育て支援	地域子育て支援センターや保育所などで子育て相談や各種子育て講座を開催し、親子同士の交流を深める機会を提供します。	大村市 (こども政策課)
27	放課後子ども教室推進事業	小学生を対象に、学習活動や様々な体験活動、交流活動等安全・安心な放課後及び週末の活動場所を提供します。また、中学生を対象に「OMURA未来塾」を開設し、学習支援の場を提供します。	大村市教育委員会 (社会教育課)
28	がんサロンの提供	がん患者や家族が、悩み事や体験談などを通じてがんという病気と向き合い、前向きな日常を送ることができるようお互いに語り合える場(がんサロン)を提供します。	大村市医師会

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
29	図書館などでの学びや憩いの場の提供	利用者同士が交流できるよう、誰もが利用できる学びや憩いの場を提供します。	大村市教育委員会 (図書館) 大村市 (商工振興課)
30	在留外国人向け日本語教室の実施	日本語学習に加え、市内在住の外国人が気軽に立ち寄って地域住民等と交流し、地域社会とのつながりを得ることができる場を提供します。	大村市 (企画政策課)
31	町内会活動	隣近所やあらゆる世代との交流やつながりを深める活動を行います。	大村市 (地域げんき課)
32	地区住民センターにおける社会教育活動の場の提供	地区住民センターを地域の生涯学習活動の拠点とし、市民が交流できる場を提供します。	大村市教育委員会 (社会教育課)
33	避難行動要支援者への支援	災害時における支援体制を整え、避難行動要支援者の孤立を防ぎます。	大村市 (福祉総務課)

### (3) 遺された人への支援

遺された人への支援情報の周知や、つどいの場の提供等を行います。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
34	自死遺族支援に関する情報の提供	市民に自死遺族支援に関する情報を周知します。	大村市自殺対策ネットワーク会議
		自死遺族支援に係る関係者からの相談に対応します。	NPO 法人 自死遺族支援ネットワーク Re
35	自死遺族支援に関する情報の提供	遺族に確実に情報が届くよう、自死遺族支援相談窓口を掲載した「ご葬儀後の手続案内」を配布します。	大村市(市民課)
36	遺児等への支援	臨床心理士等のスクールカウンセラーを市内の小・中学校に派遣し、子どものフォロー体制を確立します。市内の各種支援制度や相談窓口、各種奨学金制度についての情報提供を行います。また、自殺者の遺児等に対するケアができるよう教職員の資質向上を図ります。	大村市教育委員会 (学校教育課、社会教育課)

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
37	自死遺族のつどいの開催	大切な人を自殺で亡くした人同士が、悩みや思いを分かち合う場を提供します。	NPO 法人 自死遺族支援ネットワーク Re 大村市 (国保けんこう課)

## 5 子ども・若者への支援

子ども・若者が、様々な困難・ストレスに直面した際に、一人で悩むことなく学校関係者や地域の大人等に気軽に相談できるよう子ども・若者への教育・啓発と相談支援体制の強化を図ります。

### (1) SOS の出し方や心身の健康づくりに関する教育の推進

子ども・若者を対象に、SOS の出し方に関する教育等を実施します。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
38	児童生徒への様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育(SOS の出し方に関する教育)等の実施	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専門学校において、SOSミニレターの配布を行うなど、「SOSの出し方に関する教育」に取り組みます。また、「命の大切さを実感できる教育」、「心の健康の保持に係る教育」に取り組みます。	大村市教育委員会 (学校教育課) 高等学校 特別支援学校 大学 専門学校
39	DVに関する啓発	中学・高校生等を対象に、デートDV 予防講座を開催します。	大村市 (男女いきいき推進課)
40	児童生徒向けの出前授業の実施	児童生徒の抱える悩み等が解消するよう、児童生徒向けのいじめ予防の出張授業を行います。	長崎県弁護士会
		法律トラブルの予防策などを身につけ、悪質商法などの法律トラブルに巻き込まれることのないよう、高校生向けの法律教室を行います。	長崎県司法書士会

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
41	子ども・若者向けの心身の健康づくりに関する啓発	子ども・若者を対象に、飲酒や睡眠、メディアとのつきあい方など心身の健康づくりに関する普及啓発を実施します。あわせて、自殺対策等に関する相談窓口等を周知します。	大村市 (国保けんこう課)
42	児童生徒の SOS の早期把握	ICT(情報通信技術)やアンケート等を活用して児童生徒の SOS の早期把握に努め、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援を行います。	大村市教育委員会 (学校教育課) 高等学校 特別支援学校

## (2) SOS に対する受け皿の強化

悩んでいる子ども・若者の SOS を受け止め、支援ができるよう受け皿の強化を図ります。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
43	保護者向けの研修会の開催	保護者を対象とした、SOS の受け止め方等に関する研修会を開催します。	大村市 P T A 連合会 大村市 (国保けんこう課)
44	教職員への支援	市内の小・中学校にメンタルケア・アドバイザー医(精神科医)を派遣し、教職員をサポートします。	大村市教育委員会 (学校教育課)
45	教職員の資質向上	教職員の「人権教育」に対する理解を深め、指導力向上を図るため、人権教育講演会を開催します。また、大村市教育委員会作成「つながり～学校にできる自殺予防の取組」を活用し、自殺予防教育の充実を図ります。	大村市教育委員会 (学校教育課)
46	青少年への声かけ運動	様々な問題を抱える青少年を早期発見できるよう愛の声かけを中心とした補導・見守り活動を実施します。	大村市 P T A 連合会 大村市教育委員会 (社会教育課)
47	健全育成協議会支援事業	子どもたちの異変や SOS に気付き、支援に繋げるため、「ココロねっこ運動」における地域での取組を推進し普及啓発に努めます。	大村市青少年健全育成連絡協議会 大村市教育委員会 (社会教育課)
48	いじめ問題への取組	いじめ防止対策推進法をもとに策定された「大村市いじめ防止基本方針」に沿って、悩みやいじめの調査・分析を行い、いじめ防止への取組を推進します。	大村市教育委員会 (学校教育課)

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
48	いじめ問題への取組	悩みやいじめの調査を実施し、分析をした上で対応を行います。	高等学校 特別支援学校

### (3) 相談支援の充実

子ども・若者が、様々な悩みを一人で抱えこまないよう相談しやすい体制を整え、相談窓口等の周知を図ります。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
49	児童生徒や保護者、教職員への相談支援	児童生徒の気軽な相談相手として、市内の小・中学校に心の教室相談員を配置します。また、児童生徒、保護者、教職員の相談等にあたるため、スクール・ソーシャル・ワーカーや教育相談員を教育委員会に配置します。	大村市教育委員会 (学校教育課)
50	青少年や保護者への相談支援	少年センターにおいて、様々な悩みをもつ相談者の気持ちを受け止め、必要な支援策などについて一緒に考えます。	大村市教育委員会 (社会教育課)
51	様々な相談窓口の周知	いじめや不登校をはじめ、集団不適應などの問題に対して指導・支援（電話相談、来所相談、適応指導教室）情報を周知します。	大村市教育委員会 (学校教育課) 高等学校 特別支援学校
		24時間相談電話やメール相談窓口等の情報を周知します。	大村市教育委員会 (学校教育課) 高等学校 特別支援学校
		支援を必要としているヤングケアラー* <sup>9</sup> の相談支援や、相談窓口の周知を行います。	大村市 (こども家庭課)
		子ども・若者への精神保健医療福祉サービスを必要に応じて紹介します。	長崎県県央保健所 大村市
52	高校生や若者の就業支援	15～49歳までの働くことに悩みを抱えている人に対し、相談会を開催し、相談や就労に向けた支援を行います。	大村公共職業安定所

\*<sup>9</sup> ヤングケアラー：本来大人が行っている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども。

#### (4) 経済的困難等を抱える子どもへの支援の充実

貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて実施される施策を、子どもや若者の自殺を予防する対策として捉え実施します。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
53	生活困窮世帯の児童生徒への就学援助	経済的理由によって就学困難な児童生徒の世帯に対し、学用品費・給食費等必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。	大村市教育委員会 (学校教育課)
54	生徒への就学支援	大村市奨学金を貸与又は給付することにより、就学を支援するとともに、他の奨学金制度の情報提供を行います。	大村市教育委員会 (教育総務課)
55	支援が必要な児童への生活面や学習面の支援	支援が必要な小学生に対し「子どもの居場所」を提供し、生活面や学習面での支援を行うことで、子どもが自立する力を養います。	大村市 (こども政策課)
56	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の支援と自立促進を図るため、母子父子自立支援員による、ひとり親家庭の相談等を行うとともに、各種貸付制度や支援制度の情報提供を行います。	大村市 (こども家庭課)
57	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、支給要件に該当する児童を監護する父母等に対し、児童扶養手当を支給します。	大村市 (こども家庭課)

## 6 働く人への支援

勤務・経営問題等に関する対策について普及啓発に取り組むとともに、悩みを抱えた人が、相談し必要な支援へとつながるよう地域と職域が連携し、自殺リスク低減に向けた取組を推進します。

### (1) 勤務・経営問題による自殺のリスク低減に向けた対策の周知・啓発活動の強化

地域と職域が連携し、メンタルヘルスや様々な勤務・経営問題に関する対策について、周知や普及啓発に取り組めます。



No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
再掲 8	メンタルヘルス等に関する正しい知識の普及啓発	メンタルヘルスやうつ病等の精神疾患に関する正しい知識を普及啓発し、相談窓口等の周知を行います。	大村市医師会 長崎県県央保健所 大村市 (国保けんこう課)
58	事業所を対象としたところの健康に関する健康教育	事業所や事業所管理者等を対象とした、メンタルヘルス、アルコール依存、うつ病などところの健康に関する健康教育を実施します。	大村市 (国保けんこう課)
59	勤務・経営問題に関する相談窓口の周知	様々な相談窓口の周知を行います。	大村市自殺対策ネットワーク会議
60	働き方の見直しの促進（長時間労働の是正）に関する周知啓発	労働時間適正化キャンペーンによる周知と、過労死等防止啓発月間における普及啓発活動を行います。	諫早労働基準監督署
		ワーク・ライフ・バランスが図られるよう関係機関と連携し、市内事業所等に、長時間労働の削減や年次休暇の取得促進など周知啓発を行います。	大村市 (男女いきいき推進課、 商工振興課)
61	ハラスメント防止対策に関する周知啓発	事業所等におけるハラスメント防止について周知啓発を行います。また、ハラスメントが生じた事業所に対して再発防止等の指導を実施します。	諫早労働基準監督署 大村市 (男女いきいき推進課)
62	健康経営の推進	メンタルヘルス対策に取り組むなど、積極的に従業員の健康づくりに取り組む会社を増やせるよう働きかけます。	長崎県県央保健所 大村市 (国保けんこう課)

## (2) 勤務・経営問題による自殺のリスク低減に向けた相談体制の強化

勤務・経営問題等に関する相談窓口の周知や相談体制の充実を図ります。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
63	産業保健相談	県央地域産業保健センターにおいて、労働者のメンタルヘルスを含む健康管理に係る相談や面接指導を行います。	県央地域産業保健センター (大村市医師会)

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
64	職場におけるメンタルヘルス対策の充実	労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止するため、ストレスチェックを実施し、労働者自身のストレスへの気付きを促します。また職場環境改善につなげるなどメンタルヘルス対策の充実を図り、働きやすい環境づくりをすすめます。	諫早労働基準監督署
65	多重債務相談	任意整理、破産、民事申し立て等、多重債務の法的な解決に向けた相談を行います。	長崎県弁護士会
66	事業主等への支援	「経営者保障に関するガイドライン」の周知・普及に取り組みます。また、中小企業者（個人事業者を含む）に対し、経営上の問題・悩みについての法律相談を実施します。	大村商工会議所
		産業支援センターにおいて、中小企業等の経営相談や創業支援を行います。	大村市 (商工振興課)
		事業主に対し「心の健康づくり計画」の策定、関係者に対する教育研修等の周知指導、事業所内産業保健スタッフ等と協力した保健指導等を行うよう指導します。	諫早労働基準監督署
		認定農業者や新規就農者などに対し、大村市担い手育成総合支援協議会を通じて、実情に応じた経営相談を行います。	大村市 (農林水産振興課)
67	生活保護受給世帯の就労支援	就労可能とされた被保護者に対し、求職相談等の指導を行います。	大村市 (保護課)
68	治療と仕事の両立支援	がん等で治療中の労働者が、「治療と仕事の両立」ができるよう関係団体と連携します。	大村公共職業安定所
再掲 24	暮らしとところの無料相談	借金、多重債務、心の健康で悩んでいる人に対し、弁護士、司法書士、臨床心理士等による「暮らしとところの無料相談会」を開催し、様々な相談を行います。	大村公共職業安定所
再掲 52	高校生や若者の就業支援	15～49歳までの働くことに悩みを抱えている人に対し、相談会を開催し、相談や就労に向けた支援を行います。	大村公共職業安定所



## 7 女性への支援

「女性の健康と福祉」「人権の尊重」「男女平等」といった視点を踏まえた取組を推進します。

### (1) 妊産婦への支援の充実

安心して出産・子育てをすることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施します。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
69	妊娠・出産・子育てにわたる継続した相談・支援の充実	妊娠届時において、妊婦の体調や家庭環境問題等を早期に把握し、医療機関等と連携を図り、伴走型相談支援*10を行います。また、必要に応じて産後ケア事業*11等のサービスにつなぎます。	大村市 (こども家庭課)
		乳児家庭全戸訪問を実施し、産後の母親の体調管理や乳児の発育支援、育児の状況等に応じて、必要な関係機関につなぎます。	大村市 (こども家庭課)
		乳幼児健康相談を開催し、保健師等の専門職による育児に関する相談に対応します。	
		支援を必要とする家庭については、子どもの成長等に応じて継続的な訪問指導を行うとともに、各種子育て支援サービスの提供を行います。	

\*10 伴走型相談支援：妊娠期から子育て期まで一貫して相談に応じ、切れ目のない支援を行うこと。

\*11 産後ケア事業：退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

## (2) 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性が、一人で悩むことなく気軽に相談できるよう、女性への相談支援体制の強化を図ります。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
70	相談窓口の周知と相談支援体制の充実	「女性のための相談室」を様々な媒体や機会、場を通じて周知し、家庭問題やDV等様々な相談に対応できるよう相談員の資質向上と関係機関との連携を図ります。	大村市 (男女いきいき推進課)
71	民間団体との連携による相談支援体制の充実	民間団体と連携し、不安や困難を抱える女性が気軽に利用できる相談窓口や居場所づくり等の取組を行います。	大村市 (男女いきいき推進課)

## 8 高齢者への支援

地域包括ケアシステムの構築を推進し、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者特有の課題を踏まえた健康づくりや生きがいを感じられる地域づくりに取り組めます。

### (1) 地域包括ケアシステムの構築の推進

すまい、生活支援、医療、介護、保健等に関する様々な関係機関や団体等の連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
72	大村市地域包括ケアシステム推進会議の開催	高齢者の個別課題および地域課題の解決を図るため、基本的な方向性や重点施策を協議・検討します。	大村市 (長寿介護課)
73	高齢者の総合相談支援	地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護・健康・生活に関する相談のほか、権利擁護に関する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	大村市 (長寿介護課)

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
74	認知症高齢者への支援	地域包括支援センターに設置している認知症総合相談センターで、認知症に関する相談に対応します。また、認知症に関する普及啓発を行います。認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症高齢者とその家族を見守り支える体制を構築します。	大村市 (長寿介護課)
75	在宅医療サポートセンターによる支援	在宅での療養を希望される人や家族等に対し、日常の療養生活の総合相談窓口を設置し、安心して在宅で医療を受けることができるよう支援を行います。	大村市医師会

## (2) 健康づくりに対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として多い健康問題が軽減されるよう、高齢者の健康づくり等への支援を行います。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
76	介護予防に関する支援	高齢者が健康でいきいきとした生活を送れるよう、保健師・理学療法士・管理栄養士・歯科衛生士等が介護予防等に関する教室(出前講座)や訪問等をとおり、心身の健康づくりの支援を行います。	大村市 (長寿介護課)
77	高齢者の健康づくりの支援	トレーニングルーム・屋内プールや市が指定する天然温泉の入浴設備を有する施設利用を促進することで、筋力低下の予防や心身の健康保持を図ります。	大村市 (長寿介護課)
再掲 8	メンタルヘルス等に関する正しい知識の普及啓発	メンタルヘルスやうつ病等の精神疾患に関する正しい知識を普及啓発し、相談窓口等の周知を行います。	大村市医師会 長崎県県央保健所 大村市 (長寿介護課)

## (3) 孤独・孤立の予防、社会参加の促進

高齢者を見守る体制づくりを強化し、孤独や孤立の予防・解消に努めます。また、高齢者一人ひとりが、生きがいを感じながら社会生活を営むことができるよう、仲間づくりや生涯現役として活動できる環境づくりに取り組みます。

No	具体的な取組	取組の内容	担当機関
78	地域の見守りネットワークの構築	高齢者等見守りネットワーク協議会において、多様な団体と連携し、高齢者等を見守るネットワーク形成を図ります。	大村市 (長寿介護課)
79	高齢者世帯への訪問、相談支援	独居高齢者、高齢者世帯に対し、民生委員による声かけや訪問・相談を行うなど、見守りネットワークづくりを進めます。	民生委員児童委員協議会連合会 大村市 (福祉総務課)
80	高齢者の社会参加促進	地域において介護予防の拠点づくりを進めることにより、閉じこもり防止を図ります。また、熟年大学校等の高齢者向け講座を開催し、介護予防を図るとともに、社会参加の機会を増やします。	大村市 (長寿介護課)
81	老人クラブの活動の促進	高齢者の教養向上、健康増進、社会参加や地域社会との交流の促進を図ります。また、独居高齢者及び高齢者世帯への声かけや、話し相手、外出同行、相談窓口の周知などを行います。	大村市老人クラブ連合会
82	高齢者の就業支援 (シルバー人材センターの活動促進)	高齢者の活躍の場を創出するため、シルバー人材センターによる人材育成や情報発信のほか、新たな就業分野の開拓など、高齢者の就労機会の確保に努めます。	大村市 (商工振興課)
83	高齢者のごみ出しサポート	集積所までのごみ出しが困難な高齢者に対し、玄関先までごみ収集を行い、希望者には声かけを行います。	大村市 (環境センター)

## 第4章 評価指標

本計画を推進するため、評価指標を以下のように定めます。

施策	指標	H29年度 (2017年度) (策定時)	R4年度 (2022年度) (実績値)	R10年度 (2028年度) (目標値)
自殺対策に関するネットワークの強化	大村市自殺対策ネットワーク会議構成団体(実務者会議を含む)の活動及び会議開催数	年間1回	年間2回	年間2回以上
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座受講者数	累計486人	累計1,811人	累計2,800人
市民への啓発と周知	各種イベントでの啓発回数	年間2回	年間4回	年間4回以上
生きることの阻害要因の減少及び生きることの促進要因の増加のための支援	隣近所や地域と交流やつながりがあると感じている人の割合	51.7%	44.4%	60.0%
子ども・若者への支援	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専門学校において、SOSの出し方や心身の健康づくりに関する教育の実施校	30校 (100%)	30校 (100%)	現状維持
働く人への支援	事業所等を対象とした健康教育の開催数	年間0回	年間1回	年間2回
女性への支援	配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	49.0%	57.1%	60.0%
高齢者への支援	通いの場に参加している高齢者の割合		11.8%	13.8%

## 参考資料

### 1 計画策定の経過

年月日	会議・研修名等	内容
令和5年7月7日	第1回自殺対策庁内幹事会	第1期計画の評価、第2期計画骨子（案）の検討（現状・課題・基本方針について）
令和5年7月13日	第1回自殺対策庁内協議会	第1期計画の評価、第2期計画骨子（案）の検討（現状・課題・基本方針について）
令和5年7月28日	第1回大村市自殺対策ネットワーク会議	第1期計画の評価、第2期計画骨子（案）の検討（現状・課題・基本方針について）
令和5年8月21日 ～9月8日	庁内関係課への調査及びヒアリング	計画素案の検討（具体的取組について）
令和5年8月24日 ～9月15日	庁外関係機関・関係団体への調査	計画素案の検討（具体的取組について）
令和5年10月19日	第2回自殺対策庁内幹事会	計画素案の検討（具体的取組について）
令和5年10月31日	第2回自殺対策庁内協議会	計画素案の検討（具体的取組について）
令和5年11月13日	第2回大村市自殺対策ネットワーク会議	計画原案についての審議
令和6年1月	パブリックコメント実施	
令和6年3月	計画の公表	

## 2 大村市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

平成30年9月27日告示第180号

(設置)

第1条 自殺対策に関係する団体及び行政機関と連携し、自殺対策の推進を図るため、大村市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策のための情報交換に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる団体及び機関（以下「団体等」という。）の代表者又は団体等から推薦された者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係団体
- (2) 医療関係団体
- (3) 商工業関係団体
- (4) 関係行政機関
- (5) 教育機関
- (6) 長崎県大村警察署
- (7) 大村消防署
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める団体等

(任期)

第4条 ネットワーク会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は市長をもって充て、副会長は委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長がその会議の議長となる。

3 ネットワーク会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 ネットワーク会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を

求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、福祉保健部国保けんこう課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長がネットワーク会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。



## 大村市自殺対策ネットワーク会議委員名簿

(R5.12.1 時点)

	分野	団体名	委員名
会 長	行 政	大村市	園田 裕史
委 員	医 療	大村市医師会	篠塚 恵子
		大村東彼薬剤師会	諏訪 晴之
	関係行政機関	長崎県県央保健所	藤田 利枝
		諫早労働基準監督署	岡村 康弘
		大村公共職業安定所	松下 優比子
	福 祉	大村市社会福祉協議会	有川 晃治
		大村市民生委員児童委員協議会連合会	岸川 敬子
	教 育	活水女子大学看護学部	堀川 新二
		校長会（高等学校）	原 昌紀
		大村市校長会（小・中学校）	大場 祥一
	商工機関	大村商工会議所	江上 隆彦
		長崎県中央農業協同組合	田中 弘満
		長崎県建設業協会大村支部	宮脇 保信
		長崎県料飲業生活衛生同業組合大村支部	開 徹也
		大村市タクシー協会	田崎 俊介
	警 察	大村警察署	鋤塚 博紀
	消 防	大村消防署	平野 真也
	その他の団体	長崎県弁護士会	曾場尾 雅宏
		長崎県司法書士会	金澤 弘哲
		NPO 法人 自死遺族支援ネットワーク Re	山口 和浩
大村市青少年健全育成連絡協議会		山口 勝成	
大村市PTA連合会		田中 昭彦	
大村市老人クラブ連合会		山下 恵	
NPO 法人 ハッピーサポートプリママ		藤川 五月	

## 4 大村市自殺対策実務者会議設置要綱

平成29年12月15日告示第241号

(設置)

第1条 市が実施する自殺対策に関する実務的な事項を協議するため、大村市自殺対策実務者会議（以下「実務者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実務者会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 自殺の実態の把握に関する事項
- (2) 自殺対策の推進に関する事項

(組織)

第3条 実務者会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉法人大村市社会福祉協議会から推薦された者
- (2) 特定非営利活動法人自死遺族支援ネットワークReから推薦された者
- (3) 大村公共職業安定所から推薦された者
- (4) 長崎県大村警察署から推薦された者
- (5) 長崎県県央保健所から推薦された者
- (6) 長崎県精神保健福祉士協会から推薦された者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 実務者会議に、会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、実務者会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 実務者会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱の日以後、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、会長がその議長となる。

3 実務者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 実務者会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 実務者会議の庶務は、福祉保健部国保けんこう課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の運営に関し必要な事項は、会長が実務者会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 5 大村市自殺対策庁内協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の自殺対策の推進に関し必要な事項を協議するため、大村市自殺対策庁内協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺の実態及び要因の把握に関すること。
- (2) 自殺対策に関する施策の検討及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が自殺対策に必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は福祉保健部長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 自殺対策に関する具体的事項を検討するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び委員をもって組織する。

3 幹事長は福祉保健部長をもって充て、副幹事長は国保けんこう課長をもって充て、委員は別表第2に掲げる職員をもって充てる。

4 幹事会は、第1項に規定する事項の検討を終了したときは、その結果を協議会に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部国保けんこう課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表第1（第3条関係）

大村市理事
企画政策部長
総務部長
財政部長
市民環境部長
こども未来部長
産業振興部長
都市整備部長
教育次長
上下水道局次長
ボートレース企業局次長

別表第2（第6条関係）

企画政策部企画政策課長
総務部総務課長
総務部人事課長
財政部財政課長
市民環境部地域げんき課長
福祉保健部福祉総務課長
こども未来部こども政策課長
産業振興部農林水産振興課長
産業振興部商工振興課長
都市整備部都市計画課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育課長
上下水道局業務課長
ボートレース企業局経営総務課長